

報道関係者 各位

平成 27 年 11 月 6 日

【照会先】

職業安定局雇用開発部地域雇用対策室

室 長 渡辺 正道 (内線 5319)

室長補佐 逸見 志朗 (内線 5867)

(代表番号) 03 (5253) 1111

(直通番号) 03 (3593) 2580

緊急雇用創出事業に係る(株)DIO ジャパン関連子会社への調査 ～最終報告～

厚生労働省では、昨年 7 月 15 日付けにて「緊急雇用創出事業に係る(株)DIO ジャパン関連子会社への調査～中間報告～」を公表しましたが、その後も会計検査院による検査の指摘を踏まえつつ関係県に徹底的に調査をするよう指示してきました。

このたび、調査を通じて明らかとなった不適正事案を取りまとめましたので、今後の処理方針とともに報告します。

厚生労働省としては、今回の不適正事案に対する会計検査院の検査状況も踏まえ、今後同様の不適正な事案の発生を防止するため、委託事業に係る収入・支出の内容を証する書類の整備・保存を受託者にも明示的に義務づけるなど、緊急雇用創出事業等実施要領（以下「実施要領」という。）の趣旨を明確化するために改正（平成27年5月7日）を行い、都道府県に周知・徹底を図るなど改善の措置を講じたところであり、引き続き再発防止の徹底を図ってまいります。

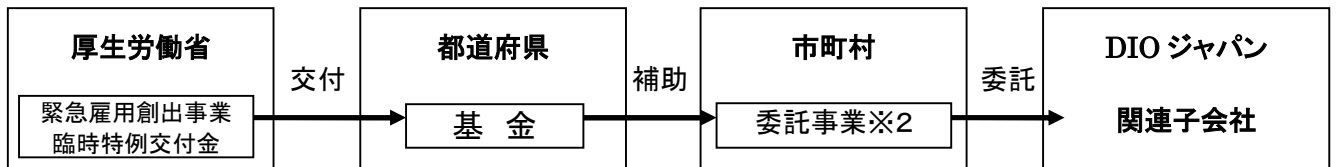
1. 調査の概要

(1) 調査の端緒

株式会社 DIO ジャパン（以下「DIO ジャパン」という。）は、東日本大震災以降、東北地方を中心に平成 23 年 6 月から平成 26 年 3 月までの間にコールセンターを相次いで開設、緊急雇用創出事業（以下「基金事業」という。）を活用した人材育成事業（以下「委託事業」という。）を自治体から受託し、事業を展開していた。

そうした中、平成 26 年 6 月、DIO ジャパンの複数の関連子会社で、委託事業終了直後に、給与遅配・未払いや関連子会社の相次ぐ閉鎖等による大量退職者の発生、委託事業により生じた収入に係る疑義が表面化した。これを受け厚生労働省は、基金の設置先である関係県に対し、関係市町の委託先である関連子会社※ 1 の調査を指示したものである。

(参考：本事業の仕組み)



※ 1 代表者がDIOジャパンの関係者かつDIOジャパンの出資率が50%を超える事業所を「関連子会社」とする（年度途中で別会社へ譲渡したものを除く）。

※ 2 委託事業を受託した関連子会社が失業者を雇い入れ、業務に従事させながら研修を実施。

(2) 調査の実施主体

関連子会社と事業の委託契約を締結した19市町が調査を実施（国は県を通して市町に調査を依頼し、市町の調査結果を県が確認の上、国へ回答）。

(3) 調査の経過

- ① 平成26年 6 月 17 日、委託事業を受託した関連子会社に係る報道を受け、厚生労働省は関係県に対し報道内容の事実関係について調査を実施
- ② 平成26年 7 月 15 日、厚生労働省は関係県からの報告をとりまとめ、中間報告として発表
- ③ その後、中間報告で取り上げた委託事業により生じた収入の取扱いに加え、関連子会社の委託費の支出の適正性に関する疑義が認められたことから、平成26年 8 月 18 日、厚生労働省は関係県に対し調査を指示
- ④ 調査の指示以降平成27年 7 月中旬にかけて、関連子会社への立入調査、DIOジャパンの幹部への聞き取り調査、当時の従業員への聞き取り調査、関連子会社の取引業者への聞き取り調査及び関連子会社とDIOジャパンの会計帳簿書類等調査など関係 19 市町が徹底的な調査を実施
- ⑤ 平成27年 7 月下旬から10月中旬、関係19市町が県を通して厚生労働省に調査結果を報告

2. 調査結果（不適正事案）の概要

不適正な支出等の総額は405,540,311円（別添参照）。主な不適正事案の概要は以下のとおりである。

(1) 所有権移転特約付リース契約による財産取得（267,685,542円）

基金事業では50万円以上の財産取得は認めていないにもかかわらず、一部の関連子会社では実施要領に反して50万円以上のリース物品（コールセンターシステム一式等）を所有権移転特約付リース契約によって財産として取得しており、またそうした事実の報告がなされていなかったことが認められた。

これは、実施要領等に明らかに抵触するものであることから、リース物品の耐用年数から基金事業に使用した期間分を差し引いたリース料は基金事業の対象とは認められず、委託費支払いの対象外となるものである。

(2) 消費税等の過払い（58,103,886円）

関連子会社は消費税の免税事業者であったにもかかわらず、関連子会社が負担していない消費税相当額を委託事業の対象経費として報告し、結果として関連子会社の収入となっていたことなどが認められた。

(3) 委託契約に掲げる業務以外の業務に従事するなどの不適切な研修（42,116,142円）

DIOジャパンから提出を受けた資料や当時の従業員への聞き取り調査などの結果、関連子会社が委託事業により雇った労働者を委託契約外の業務であるUSBメモリ梱包業務に従事させていたことなどが認められた。

(4) 委託事業により生じた収入の未報告又は過少報告（3,357,579円）

委託事業により生じた収入について、経費を上回る額（収益額）は委託者に返還することとされていたところ、事業により得た収入の報告を行わず、収益額の返還がなされていなかったことが認められた。

3. 今後の処理方針

上記2の基金事業の対象と認められない不適正な支出等の額（以下「不適正支出額等」という。）は、本来は関連子会社又はDIOジャパンから返還させるべきものであるが、破産等により残余財産がなく返還が見込まれない状況にある。基金事業は、国の交付要綱に基づき県が基金を造成し、県の補助要綱により実施主体である市町に給付されるという事業スキームであり、不適正支出額等が早期に基金に戻されるよう、引き続き適切に対応していくこととしている。

(株)D10ジャパン関連子会社における事業実績及び不適正支出等額

都道府県	実施市町	受託者名	事業費 (百万円)	新規雇用の失業者 に係る人件費 (百万円)	新規雇用の失業者 の人数 (人)	不適正支出等額 (円)
岩手県	盛岡市	(株)盛岡コールセンター	367	184	80	4,427,025
	花巻市	(株)花巻コールセンター	152	88	104	4,684,466
	洋野町	(株)洋野コールセンター	210	136	110	6,598,039
	奥州市	(株)奥州コールセンター	340	177	190	12,592,565
	二戸市	(株)二戸コールセンター	150	83	103	5,737,624
	釜石市	(株)釜石コールセンター	47	30	37	6,599,856
宮城県	登米市	(株)東北創造ステーション	261	138	150	80,575,712
	気仙沼市	(株)気仙沼コールセンター	265	141	171	29,360,128
	美里町	(株)D10ジャパン みやぎ美里コールセンター	110	90	239	16,131,495
秋田県	にかほ市	(株)にかほコールセンター	457	353	301	18,738,609
	羽後町	(株)羽後コールセンター	99	57	36	3,453,984
山形県	鶴岡市	(株)鶴岡コールセンター	130	65	35	11,788,673
福島県	いわき市	(株)いわきコールセンター	604	306	267	178,765,960
長野県	上田市	上田コンシェルジュセンター(株)	16	9	8	0
岐阜県	美濃加茂市	(株)D10ジャパン 美濃加茂コールセンター	240	121	103	18,474,000
三重県	志摩市	(株)D10ジャパン 志摩コンシェルジュセンター	19	14	11	375,118
愛媛県	西予市	(株)西予コールセンター	119	73	56	874,051
鹿児島県	曾於市	(株)たからべコールセンター	58	32	56	2,743,996
沖縄県	石垣市	(株)石垣コールセンター	51	40	89	3,619,010
合 計 (11県19市町)			3,693	2,137	2,146	405,540,311

※単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。